

株式会社レオパレス 2 1 の臨時株主総会について

令和 2 年 1 月 24 日

株式会社レノ

株式会社エスグラントコーポレーション

令和 2 年 1 月 17 日付け弊社リリース「株式会社レオパレス 2 1 の事業に関する弊社の考えについて」でご連絡の通り、株式会社レオパレス 2 1（以下「レオパレス」といいます。）の臨時株主総会の弊社による開催許可を裁判所に請求しておりました。

一方で、レオパレスは、令和 2 年 1 月 17 日付けリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ」（以下「レオパレス 1 月 17 日リリース」といいます。）の中で、弊社の臨時株主総会招集請求は株主の権利濫用であるとして臨時株主総会の招集は行わないことを決定し、弊社による臨時株主総会の開催許可を却下すべきであると東京地方裁判所（以下「裁判所」といいます。）で主張していくとの公表をしていました。

本で行われた裁判所での協議の結果、弊社の株主としての権利の正当な主張をレオパレスが認め、2 月 27 日（木）にレオパレスが臨時株主総会を開催することとなりました。

レオパレスは、レオパレス 1 月 17 日リリースで臨時株主総会を招集しないと表明しておきながら、今回開催することとした経緯について「諸般の状況を考慮のうえ」と言った言葉で濁すことなく、しっかりと説明することが望ましいと考えております。

また、同リリースで、弊社の事業譲渡の提案について「解体」と繰り返し非難の言葉を述べていましたが、弊社の提案を隠れ蓑にするのではなく、真摯に検討し、弊社の提案を大きく凌駕するような提案を是非していただきたいと考えております。

これまでの弊社リリースでもお伝えしておりますが、弊社の目指すところは全取締役の辞任ではなく、企業価値の向上を真摯に考えることのできるメンバーが加わった経営体制に移行していただくことであり、臨時株主総会で選任される 3 名の経営体制はあくまで暫定のものとなります。

定時株主総会をもって新たな経営体制へ移行した後は、一日も早く施工不備問題の終結を迎え、毀損したブランドの回復を通じて企業価値を増大させることに専念いたします。

なお、これまでもお伝えしておりますが、現取締役については、辞任の後も業務執行には従事していただき、業務への影響を最小限に留める考えを持っております。

最後になりますが、これまで報道各社からレオパレスの取材ができないという話をよく耳にします。これを機に今後レオパレスが積極的に報道を通じて企業価値の向上の具体策を発信していく姿勢に変わっていくことを期待しています。

以上